

ぽあとなあひろしまだより

成年後見制度活用講座が開催間近となりました。申し込みはお済でしょうか。基礎から活用まで充実した内容となっています。ぜひともこの機会に成年後見制度についての知識を深めましょう。ご参加をお待ちしています。

福祉関係者のための成年後見制度活用講座

西支部 1月21日(日) 北支部 1月28日(日)

東支部 2月3日(土) 中南支部 2月10日(土)

10:00~16:30

<定例無料相談会> 事前の予約が必要です。

- ・ 広島県健康福祉センター(第1・3火曜日, 1月のみ第3・5火曜日)
13:00~16:00 電話082-254-3434
- ・ 広島県社会福祉会館(第2・4火曜日) 13:00~16:00 電話082-254-3019
- ・ すこやかセンターくれ(共催・第3火曜日) 13:00~16:00 電話0823-25-3505

<勉強会の開催>

(広島)南区役所別館南区地域福祉センター 第2水曜日 19:00~

10/11 「成年後見における被後見人死亡後の事務」 参加者14名

11/ 8 「被後見人の居住用不動産処分を行った事例について」 参加者15名

次回 1/10

(尾道)尾道市総合福祉センター 第3火曜日19:00~

10/17 「受任後の後見活動について(報告)」 参加者15名

11/21 「後見手続きが必要になった事例について」 参加者16名

次回 1/30

広島、尾道合同勉強会

12/2~3 情報交換会

「高次脳機能障害について」

「事例検討」知的障害者の後見活動について

参加者 12名

初めての1泊2日の勉強会。残念ながら初日はお風呂(10時までだった)に入ることが出来ませんでした。弁護士の参加もあり、実りある内容となりました。リフレッシュも兼ね、たまにはこういうのもいいですね。

不動産の売買など普段かかわることはありません。人の財産を処分するということは相当なエネルギーが要ります。賃貸住宅の場合、引き払うという事態が生じます。家財をどうするか、住所はどうするか、いろいろ悩ましい問題が発生します。勉強会で皆さんのお知恵を拝借し、勇気を与えられ、とても参考になります。

※勉強会には司法書士、弁護士、行政関係者等の出席もあり、後見制度に限らず情報交換の場でもあり、大変有意義な会となっています。会員ならどなたでも参加できます。是非のぞいてみてください。

<最近の受任状況>

- ・ 施設入所重度知的障害者男性 後見受任 (12月)